

經濟論叢

第120卷 第1・2号

-
- 十九世紀後半イギリスにおける労働者状態……菊池光造 1
公共投資と社会的割引率……羽鳥茂 33
帝国主義確立期日本の対満洲通貨金融政策……松野周治 53
国際通貨協定の本質をめぐって……横田綏子 71
穀物法廃止後の土地改良……島浩二 98
- 書 評
- 安 兼玲『朝鮮近代經濟史研究』……中村哲 124
-

昭和52年7・8月

京 都 大 學 經 濟 學 會

帝国主義確立期日本の対満洲 通貨金融政策

松 野 周 治

はじめに

本稿は、予定している続稿と合わせて、戦前日本の対満洲（中国東北地区のこと、以下満洲とのみ記す）通貨金融政策を寺内内閣（1916年10月—1918年9月）を中心に、それ以前の政策も含めて分析したものである。そしてその中で、戦前日本資本主義（帝国主義）にとって対満洲通貨金融政策（満洲にどのような貨幣制度、金融制度を敷くか）がもった意義、さらには、一般に帝国主義にとって対植民地通貨金融政策のもつ意義の解明に接近せんとしたのである。

一国がその植民地の経済的支配を考える場合、植民地の貨幣制度、金融制度をどのようにするかという問題が常に提起される。植民地との商品流通、資本の移動、場合によれば労働力の移動も含めて経済関係を最も「円滑な」ものとする為、帝国主義国は自らに最も好都合な貨幣制度、金融制度を植民地に敷こうとするのである。そしてその多くは、占領時の軍票を出発点とし、幣制の統一、本国の通貨圏への編入、為替レートの設定などへと進むことが多い。戦前日本もその例外ではない。否、日本の場合、その「後発帝国主義国」、「二流の帝国主義国」という特質から対植民地通貨金融政策は他の帝国主義国以上の切実さ、重要性をもっていたように思われる。しかし、同時にまた貨幣制度、金融制度はその国の経済力、金融力の集中的表現でもあるために、いかに重要性を認識しても金融力の薄弱な国は対植民地通貨金融政策の面でも常に困難に逢着せざるをえない。

戦前日本の対満洲通貨政策、金融政策についてはこれまで多くの研究がなさ

れてきた。しかし、それらは個々の議論や事実についての詳細な実証を行って
 いるもの^[註]、その経済的背景をほり下げ、政策を論じているものは比較的少ないように思われる。寺内内閣の政策についても、その軍事的、侵略的性格、及び第一次世界大戦という状況の特殊性が従来強調されがちであった。こうした中で、本稿は続稿と合わせて、政策そのものの特徴の明確化とともに、従来看過されがちであった政策を要請した経済的諸要因を、日本の満洲及び朝鮮への経済進出との関連で説明しようとするものである。本稿ではまず、政策の展開をあとづける。

I 横浜正金銀行円銀券による満洲幣制統一政策

寺内内閣以前の対満洲通貨政策は、横浜正金銀行円銀券による幣制統一策(以下「円銀統一策」と略)の決定とその放棄として概括できる。以下、その経過と円銀統一策に託された政策構想をみていく。

1 円銀統一策の決定

1905年9月の日露講和条約は日本の韓国「保護」、南樺太領有、遼東半島租借、南満洲鉄道営業権を認めた。遼東租借権と満鉄利権を拠点とする満洲経済侵略の「自由」の獲得、これが軍票整理に名を借りた幣制統一への最初の手がかりであった。

既に日露戦争末期、日本の満洲占領が確定的となったところから兒玉源太郎満洲軍総参謀長、高橋是清日本銀行副総裁兼横浜正金銀行副頭取を中心にして対満洲通貨金融政策の検討がなされたが¹⁾、その結果出された方針は、軍票の整理を横浜正金銀行に担当させ同銀行券(円銀準備)を軍票の後継として満洲全域に流通させるというものであった。1905年8月2日第22回軍用切符委員会記事中には次のような方針が掲げられている。

1) 関東軍統治部『日本側満洲最初ノ金融制度ト幣制』昭和6年、4ページ。ただし、高橋の役職名が「日銀総裁兼正金銀行頭取」となっているが、総裁就任は1911年6月、頭取就任は1906年3月であり、正しくない。

「満洲ニ於ケル政府発行軍用手票ノ流通高ハ頗ル巨額ニ達シ、其処分ハ将来ニ於テ最モ重要ナル経営事項中ノ一ニ属ス。其処分宜シキヲ得ルトキハ満洲ニ於ケル貨幣制度ヲ樹立スルノ端緒トナリ、貿易上ノ利便ヲ増加シ、帝国ノ利権ヲ永遠ニ且ツ确实ニ扶植スルコトヲ得ベシ。依テ政府ハ其処分方法ニ付テ慎重ニ熟議シ、横浜正金銀行ハ既ニ支店ヲ清國各地ニ有シ、現ニ満洲ニ於テモ諸所ニ支店及出張所ヲ有シ、従来一覽払銀手形ヲ清國ニ於テ発行セルヲ以テ、同銀行ノ信用ヲ利用シテ軍用手票整理ノ任ニ当ラシムルトキハ、事ノ実行容易ニシテ最モ得策ナルヲ認メタリ。即チ政府ハ相当ノ時機到来スルトキハ、軍用手票未償還高全部ヲ相当ノ条件ヲ付シテ横浜正金銀行ニ引継ギ、同銀行ハ軍用手票ガ現ニ有スル流通ノ範囲及ビ勢力ヲ失ハザルコトニ注意シ漸次ニ同銀行発行ノ銀貨一覽払手形ニ交換セシメントス。……横浜正金銀行支店ハ實際ニ於テ満洲ニ於ケル中央銀行トナリ、貨幣ノ統一ト官金取扱ノ権利ヲ獲得スルニ至ラシムルコトヲ眼目トシテ活動セシムルコトヲ要ス。……」(大蔵省編『明治大正財政』『史第15巻、銀行(中)、昭和13年、396-397ページ])

この記事の示すところは次の通りである。

第1. 戦勝の結果、日本軍の発行した軍票が貨幣による支配の出発点になっていること。

第2. 通貨支配は貿易と宗主国利権の樹立にとって基本問題とされていること。

第3. 占領国による通貨支配の確立以前に銀行は、営業活動の範囲を広げていること。

第4. 被占領国の官金取扱業務を独占することが、銀行の信用力にとっても通貨支配にとっても重要な意味を有すること、等である。

このような認識に基き横浜正金銀行に対して、一覽払手形発行準備等に関する命令(1905年7月、官房秘1944号)、満洲統轄店の組織、権限等に関する命令(同12月、同3486号)、満洲幣制統一政策遂行に関する命令(同月、同3487号)²⁾、等の命令、指示がなされた。こうして横浜正金銀行によって軍票の回収が進め

2) それぞれ、大蔵省編前掲書、394-396ページ、400-403ページ、317ページに全文。

られ、1905年7月末には約9600万円、12月末にも7200万円に上っていた使用残高は1906年7月末には1500万円余に縮少した。政府はこの機会をとらえて、以前からの計画であった軍票の未償還高を横浜正金銀行に引継ぎ、同時に勅令第247号（1906年9月14日）により同銀行一覽払手形（銀行券）を公認、清国、関東州における無制限通用力を認めた。ここに円銀統一方針が確定されたのであった³⁾。

2 円銀統一策に託された構想

次に、円銀統一策の担った政策構想は概略いかなるものであったか、それを1907年11月大連に於いて高橋是清（当時日銀副総裁兼正金頭取）と満鉄役員（中村副総裁、久保田他4名の理事）との間で行なわれた満洲幣制をめぐっての議論、及びそれに関する高橋の報告書⁴⁾を手がかりとして検討する。

高橋は次の3点から円銀統一策を主張した。第1に、日本の金本位制維持、第2に、関東州を基盤とした中国市場支配構想、第3に、満洲における特産物（大豆・豆粕など）直接買付けへの進出、という3点である。高橋はまず、満鉄側の日銀券併用案に対して、そうすれば日本・満洲間貿易や満洲の日本企業にとって好都合であることを認めつつ、それが韓国に於ける経験のように日本からの正貨流出をひき起こし金準備を減少させて日本の金本位制そのものを脅かす、と反対する。つまり、いまだに関税自主権すら回復していない当時の日本の経済力、金融力をふまえた上で、いわば消極面から円銀統一策を主張するのである⁵⁾。高橋の言う通り、当時の日本の金融力、とりわけ正貨準備（第1表）

- 3) 同上322-323ページに全文。日本の租借地である関東州はともかくも、満洲全土、中国全土にわたる強制通用力を日本の法令で決定するということは中国の主権侵害であることは言うまでもない。しかし、これが当時の日本政府の対満洲、中国観であり、半植民地中国の実態であった。
- 4) ともに関東軍統治部前掲書、19-71ページに収録。なお、この高橋と満鉄側の議論は、後述のように高橋が外債募集の為欧州に出張している間に満鉄をはじめ満洲に於ける日本側諸機関が円銀統一策からはずれた措置をとった為に行なわれた。
- 5) 高橋は正貨準備以外の点からも日本の経済力、金融力を判断していた。「目下ニ於ケル日本ハ、経済的ニ孤立ノ位置ニアル、外形上ハ口仏、口露等ノ協約ガアルモ、経済上ヨリ見ル時ハ、露仏ハ連合シ日本ハ全ク孤立シテ居ル、倫敦タイムズノ論鋒モ、近来ハ以前トハ全ク異ツテ来タ。今後我國ノ外債募集ノ如キモ頗ル困難ノ感ズルベアラウ、又東洋ニ於ケル我商品ノ販路ニ對シテハ、独逸商品ノ競争最モ甚シク英米之ニ次グトイフ有様デアラル……」（同上書31ページ）。

を考えると、満鉄側の主張する日銀券併用策はとりえなかったのである。

しかし、高橋は単に消極的に円銀統一策を主張するだけでなく、極めて積極的な構想をも展開する。高橋は次のように述べている。

「更ニ又貿易ノ大勢ヨリシテハ、東洋ノ貨物集散地トシテハ、神戸及大阪ヲ自由港トシテ、商品ノ輸出入ト金銀ノ出入ヲ便ニシ、東洋ニ於ケル銀取引ノ決済市場ヲ大連ニ、金ノ決済ハ神戸ニスル様ニ仕度イモノデアル。現今ノ如ク銀ノ決済市場が上海デアルコトヲ、其儘ニシテ置ク様デハ、東洋ノ貨物集散地ハ、結局上海ニ奪ハレテ仕舞フコトニ成ル。」⁶⁾

つまり、円銀の勢力を全中国に広げ、上海の勢力を奪って大連にそれをもってくる。銀通貨圏である中国（さらに東洋）を同じ銀通貨である円銀で支配し、その決済場所を日本の支配する大連へ移そうというのであった⁷⁾。さらに高橋は、円銀統一策をとれば満洲の主要取引商品であり輸出品である大豆や豆粕の取引に於

いて、日本商人が農民や豆粕製造業者と直接取引ができるようになり日本にとってこれまで以上の利益を得ることができると述べ⁸⁾、この点からも円銀統一策を主張している。以上みてきた構想により円銀統一策はうちたてられたので

第1表 正貨現在高
(各年度末)

年	(1,000円)
1903	139,194
1904	96,945
1905	479,176
1906	494,757
1907	445,194
1908	391,609
1909	445,944
1910	471,999
1911	364,086
1912	350,750
1913	376,492
1914	341,119
1915	516,083
1916	714,445
1917	1,104,838
1918	1,588,000
1919	2,045,000
1920	2,178,000

大蔵省理財局『金融事項参考書』各年度より作成。

6) 同上書25ページ。

7) 小野一一郎氏は、円銀発行（1871年）当初から円銀による東洋通貨市場支配が意図されていたことを明らかにしている（『東亜におけるメキシコドルをめぐる角逐とその本質』『経済論叢』第83巻第1号、昭和34年1月、28-29ページ、「日本における金本位制の成立(1)」同、第92巻第3号、昭和38年9月、78-79ページ）。高橋は日露戦争をふまえて、従来意図するだけにとどまっていたものを実行の段階まで具体化したのであった。

8) 関東軍統治部前掲書、45ページ。

あった⁹⁾。

3 円銀統一策の放棄とその要因

円銀統一策は、しかしながら方針確定後1年に満たないうちに放棄され始める。

既に、勅令第247号発布直前の1906年9月1日、政府は満鉄の運賃に日銀券受入れの例外を認め、円銀統一策の原則の一角を崩していたが、翌1907年に入ると勅令第86号で4月から関東都督府の租税その他の歳入を金建化（歳出は依然銀建）し、5月からは軍人、軍属の給与も金建化された。さらに、10月以降満鉄の運賃及び受払金も金建化され、この趨勢の中で横浜正金銀行も1907年3月から大連、旅順、安東県の3支店に金勘定を設置し日銀券の受払を開始した。こうして、円銀統一方針を定めた勅令第247号発布後1年にも満たないうちにその方針は事実上放棄されることになった。その後も日銀券、日本補助貨、韓国の第一銀行券（後の朝鮮銀行券）は流入しつづけ、遂に1909年10月には、日銀券の出入自由化、民間の取引も金銀どちらでも自由とすることにし、金庫の収支は日銀券を原則にする、との決定がなされた。この決定に基き12月から金庫取扱手続が改定され、横浜正金銀行の金勘定設置も満洲全支店に拡張された¹⁰⁾。ここに、円銀統一策は名実ともに放棄されたのであった。

この円銀統一策の失敗、放棄の要因は何であったのか、円銀統一策検討の最後に簡単に考察する。『明治大正財政史』（第15巻324-325ページ）はそれを中国人の小銀貨建の慣習、日本商人の金券指向、金銀比価変動を利用した華商の投機に帰している。しかし、これらはいくまで現象面の理由であり、その根本的

9) 高橋の同様の見解は、同上書他箇所のほか、「満洲通貨＝関スル件」（国会図書館所蔵『阪谷芳郎関係文書』Bの42、作者及び作成年月とも不詳であるが、1909年ごろ大蔵省係官によって作成されたものと思われる）にも見られる。なお、満鉄側の意見は、(a)満鉄をはじめ日本人企業の経営の便宜、(b)対日貿易、(c)韓国との関係強化、(d)円銀券は満洲通貨になるだけの力がない、等の諸点から日銀券の併用を主張するものであった。（関東軍統治部前掲書の他、久保田勝美「満洲通貨＝関スル意見」『阪谷芳郎関係文書』Bの41、1907年12月12日、にも同様の見解がみられる）。

10) 以上の叙述は、大蔵省編前掲書、328-332ページ、及び横浜正金銀行編『横浜正金銀行史』大正9年、附録甲巻、968-972ページによる。

要因は日本の金融力の弱さ、円銀券を満洲全体に流通させる為不可欠な銀資金の不足、という点にあった。この為に、円銀の補助貨としての小銀貨鑄造を計画しながらも結局なしえず¹¹⁾、補助貨のない円銀券は中国側の小銀貨に圧倒される。また、横浜正金銀行の銀資金不足は金銀比価変動のリスクを取引先に負担させることになり、日本人商人、満鉄も含む企業家は金券を使用しようとする。さらに少い銀資金では投機に立ち向えない。横浜正金銀行は円銀統一策に基いて円銀券を発行しながらも金銀資金不足の為に当初からの発行は消極的であり、貸付にも制限を付していた。高橋は次のように述べている。

「今直チニ銀行券ヲ一般ニ流通セシムルコト、甚ク危険ノ伴フ虞レガアル、日露戦争ト外債募集ノ結果ニ依テ、欧米ニ於テ折角高メ得タル正金銀行ノ名声ハ、亦甚ダ大切ナモノデアルカラ、銀行券ノ発行ヲ為正金銀行全体ノ信用ヲ墜ス様ナコトガアツテハ成ラズ、……紙幣ヲ発行スルニシ

テモ、一般ニ流通セシムルコトヲ暫ク留保シテ、最初ハ成ルベク円銀ノ硬貨ヲ用ヒ、希望者ノミニ対シテ紙幣ヲ渡ス様ニシ、三、五年間ノ様子ヲ見テカラ、一般ニ紙幣ヲ発行流通セシムルコトニシ度イ」（1906年中頃。関東軍統治部前掲書5-6ページ）

「正金銀行ハ其本務デアル、海外為替ニ預金ノ全部ヲ傾注シテ、尚足ラガル実況デアルカラ、満洲ノ貸出ニ向ケル資金ニ乏シト思フ……正金銀行ハ将来益益清国資金ノ吸収に努メ貸付金ノ増加ヲ謀ツテモヨイガ、目下ノ銀行営業上ノ実況ハ、満洲貸出ハ清国預金残高ニ制限セララルコトハ免レヌ」（1907年5月、同11-12ページ）

このような状態では円銀券の流通は拡大するはずがなく（第2表）、ましてや大連を「東洋における銀取引の決済市場」にすることなどできることではなか

第2表 横浜正金銀行大連支店円銀券発行高
(各年度末現在高)

年	(1,000円)
1906	4486
1907	4906
1908	4000
1909	2857
1910	3605
1911	7198
1912	3439
1913	4049
1914	2985
1915	2536
1916	6886
1917	3075
1918	2366
1919	2939
1920	1761

前掲『明治大正財政史』
第15巻 444-445 ページ
より作成。

11) 関東軍統治部前掲書、2ページ。

った。その一方で、ロシアは北滿にルーブルを流通させており¹²⁾、世界最大の金融力を有し上海銀市場を支配していたイギリスは経済発展の目ざましい滿洲への進出を遂げつつあった¹³⁾。また、豊富な銀鉱を有する米國も「門戸開放」の名の下に中国、とくに滿洲への進出を図り、滿洲銀行の設立等を企てていた¹⁴⁾。そしてこれらに華商の銀支配力が加っていた¹⁵⁾。滿洲は列強による通貨戦争と投機の戦場となり、近代的独占力を軍事力や侵略の地理的便宜で補っていた日本にとって事態は甚だ不利に推移していった。

12) 1895年ロシアは露清銀行(1910年に露亜銀行と改称)を設立し、東支鉄道建設(1897—1903年)に伴う資金散布によってルーブル金貨、ルーブル紙幣の北滿における地位を確立した。露清銀行、ルーブルの地位は日露戦争によっても大した変化をせず1917年ロシア革命勃発まで続いた。なお、ロシアの背後にはフランス資本が存在していたことは周知の事柄である。露清銀行の創立も資本金の8分の5がフランスの出資であった。(横浜正金銀行調査課『哈爾濱ニ於ケル通貨變遷ノ狀況』大正13年、3—7ページ; ロマーノフ『滿洲に於ける露國の利権外交史』昭和10年、昭和48年復刻、136ページ、160—170ページ)

13) イギリスの中國進出の支柱となっていた香港上海銀行は1908年大連に出張所を設け、滿洲での營業を發展させつつあった(森田元治郎・矢部仁吉『滿洲ニ於ケル通貨及金融』大正3年、20ページ)。

さらに、1911年12月の勝田主計(大蔵省理財局長)による報告書中の次の文章には、香港上海銀行の滿洲進出、及びそのことを大きな要因として日本が円銀自由鑄造(円銀統一策完遂の爲には不可欠のもの)を断念していることが明らかにされている。「南滿洲鉄道改築後滿洲内地ヨリ盛ニ大豆ノ輸出セラルルヤ、香港上海銀行ハ大連ニ支店ヲ設ケ、円銀兌換ノ銀行券ヲ發行シテ大豆ノ輸出ヲ爲替取扱ヲ開始セント企テタルガ爲、四十二年十二月英國大使ヨリ円銀ノ自由鑄造ト銀行券發行トニ関シ本邦政府ノ意向ヲ質ス所アリシニ、當時本省ニ於テハ共ニ之ヲ拒絶スルニ決シ、円銀ニ就テハ造幣局工程上不可能ノ理由ヲ用ヒタレドモ、真意ハ香港上海銀行ニ對スル円銀自由鑄造ノ許可ハ横浜正金銀行ノ滿洲ニ於ケル營業ノ基礎ヲ危クスルモノニシテ、延テ我對滿洲金融方針ノ破壞トナリ、我國ノ不利ヲゲテ數フベカラザルモノアルニ依ル。」(大蔵省編前掲書、第16巻、銀行〔下〕昭和13年、482ページ)。

14) 1908年、滿洲の資源開発及び鉄道建設を目的とする米支合弁銀行設立のため2,000万ドルの借款を起す覚書が、奉天駐在米國總領事W.ストレイトと奉天巡撫唐紹儀との間に交されたが、借款成立には至らなかった。(矢内原忠雄『滿洲問題』昭和9年、54ページ)

15) 1903年、東三省官銀号(奉天)及び黑龍江省広信公司(齊々哈爾)、1909年、吉林永衡官銀錢号(吉林)が各地方の中央銀行として設置され、紙幣発行など銀行業務を行った。その中でもとくに東三省官銀号の勢力は大きく、1916年には奉天を除く滿洲内に16の分号、出張所を有していた。さらに中國本土の各銀行の滿洲進出もなされ、中國銀行(1904年設立)は1907年の奉天及び營口支店開設をはじめ、1915年までには合計11の支店、出張所を設け、交通銀行(1908年設立)も1910年の奉天支店をはじめ1915年までに7支店を設けていた。その他、銀行以外にも、錢莊(銀号、錢舖とも言う、兩替業が主)、當舖(質屋)、銀爐(銀貨改鑄から出発)などと呼ばれる中小金融機関が多数活動していた。(滿鉄調査課『滿洲ニ於ケル支那側金融機関ト通貨』大正7年、同『滿洲に於ける支那銀行の概要』昭和4年)

II 寺内内閣の満洲金本位化計画

1909年10月円銀統一策が放棄された後、満洲幣制統一に関する日本の政策は事実上もたれないままに事態が推移した。1913年7月、1906年勅令247号が改正され¹⁶⁾、横浜正金銀行は従来の円銀券に加えて金準備（金貨及び日銀券兌換）の銀行券を発行するようになったが、それは満洲の幣制を一層混乱させるものでしかなかった。この改正の結果、満洲には日本側通貨だけでも、日本銀行券、横浜正金銀行円銀券、同金券、朝鮮銀行券、円銀、日本補助貨が流通することになった。中国側の通貨は、硬貨として大洋銭（銀貨、当初メキシコドルと同品位・同量日に鋳造したが、時のたつうちに品位及び量目は種々）、小洋銭（小銀貨とも言われ大洋銭の補助貨、ただし品位・量目は種々）、馬蹄銀（秤量貨幣）、銅銭があり、紙幣としては東三省官銀号、中国銀行、交通銀行の発行する大洋票（大洋銭準備）及び小洋票（小洋銭準備）があったが乱発の為にしばしば兌換の制限、停止を行った（1912年及び1918年、東三省官銀号；1916年、中国銀行及び交通銀行）。その他、吉林官帖（吉林省発行、名目上は洋銭準備であるが実際は不換紙幣）があり、私帖（銭荘、糧棧等が自らの信用で発行したもの）が加っていた。さらに北満にはループルが流通しており、各種のメキシコドルも少量ではあるが流通していた。そして、これらの通貨のそれぞれに相場が立ち、日々その値が変化し、また同一時点でも場所が違えばその値が異なるという有様であった。

この事態に対して第二次大隈内閣（1914年4月から1916年10月）は新たな政策をうち出そうとしたが、それは部分的、不徹底なものであり、十分遂行されな

16) 大蔵省編前掲書、第15巻336ページに全文なお、この時政府部門では朝鮮銀行券の満洲内流通の黙認も議論された。「〔朝鮮銀行に対して——引用者〕朝鮮ニ於ケルカ如ク公然ノ特権ヲ与ヘシテ普通銀行同一ノ程度ニ於テ支店設置ヲ許可シテ可然ト認ム 其結果左ノ方針ヲ定ムル必要アリ 一、朝鮮銀行券ハ満洲ニ於テハ朝鮮ニ於ケルカ如ク強制通用力ヲ認メシテ事実上ノ流通ヲ認メルコト 二、朝鮮銀行券ハ満洲ニ於テハ公然兌換セシ只普通営業トシテ交換ヲ行フコト 三、満洲ニ於ケル金庫取扱ハ金庫行政統一ノ便宜上依然横浜正金銀行ヲシテ之ニ当ラムルコト」（大蔵省所蔵「勝田家文書」第116冊第1号「満洲金融問題-就テ」作成者及び作成年とも不明であるが、おそらく1913年初め頃大蔵省係官によって作成）

いうちに大隈内閣は退陣した¹⁷⁾。大隈内閣の後をうけた寺内内閣によって対満洲通貨金融政策は新たな段階に達するのである。本節ではこの寺内内閣の政策を検討し、その特徴を明らかにする。

1 寺内内閣と満洲・中国幣制改革

輸出の急激な増大、巨額の金流入など第1次世界大戦が生みだした日本に有利な諸変化の中で1916年10月成立した寺内内閣は、この有利な状況を背景にして対中国政策を積極的に展開することを重要な政策としていた。それは、軍事面では中国に対する参戦勧誘、「日華共同防敵軍事協定」など、外交面では地中海への駆逐艦派遣の際の英との交渉、石井・ランシング協定などとなって現われたが、とりわけ「日支経済親善」「日支経済提携」を標榜して進められた広範な経済政策¹⁸⁾は注目すべきものであった。そしてその中でも満洲、中国の幣制改革に関する政策は極めて重要な位置を占めていた。寺内正毅(首相)、勝田主計(蔵相)のブレインとして寺内内閣の対中国政策、とりわけ経済政策の立案とその実行に重要な役割を果たした西原亀三は寺内内閣の成立が確実になった1916年7月、中国及び満洲の幣制改革に関する政策をまとめ(内容次項)その重要性を次のように述べている。

「支那ニ於ケル帝国ノ経済的地歩ハ甚ダ微弱ニシテ彼レ白耳義ノ投資額ハ実ニ八億以上タリト称スルニ吾ハ実ニ五千万円(満州ヲ除キ)ニ滿タズト聞ク僑ノ如キ現状ニテ支那ノ経済ヲ云為スル未ダ以テ其初歩ニ達セザルモノ然トモ吾ノ現状ハ一日ヲ緩ウス可カラザル境遇ニアリ殊ニ吾ノ財ハ彼レ欧米ノ如ク豊富ナラズ此豊富ナラザル財ヲ

17) 大隈内閣の対満洲通貨金融政策は、日支銀行法案及び満洲銀行法案(ともに1916年2月議会議会提出、貴族院否決)、1916年5月19日閣議決定(大蔵省編前掲書、第15巻346ページに内容)、同年7月21日経済調査会金融第1号決議「対支金融機関整備方法」によって知ることができる。大隈内閣は長期金融機関として満洲銀行設立を計画し、幣制統一に関しては金本位化へ一歩を進めようとしたが、満洲銀行法案は否決、幣制統一についても朝鮮銀行の小額支払手形の発行を認めたとどまった。なお、日支・満洲両銀行設立計画については、間宮國夫「日本帝国主義と日支・満洲銀行設立計画」(『社会科学討究』第17巻第3号、昭和47年3月)に詳しい。

18) 寺内内閣の対中国経済政策概観は勝田主計『菊の根分け(其一)＝日支経済上の施設に就て＝』大正7年12月(鈴木武雄監修『西原借款資料研究』昭和47年に収録)、大蔵省理財局『日支親善ト日支経済的提携ニ関スル施設概要』大正7年6月(同)で得られる。

以テ克ク欧米ト馳驅シ優秀ノ地盤ヲ確保スルノ維一要道ハ實ニ日本貨幣ノ混一併用ヲ漸進シ加フルニ王道主義ヲ以テ実頭スルニアリトス克ク此ノ一舉ヲ遂行スルアラバ支那ニ於ケル吾經濟的勢力ハ自然的ニ扶植セラレ百世治ルナキニ至ル哉必セリトス」

(「時局ニ応ズル対支經濟的施設ノ要綱」, 北村敬直編『夢の七十余年——西原龟三自伝』昭和40年, 85-86ページ)

また、1917年の初めに財政經濟政策に関する全般的方針をたてる為に政府部内で作成されたものと思われる「帝國財政經濟政策並施設概要(第一次案)」中には、

「支那ヲ金本位ニ統一スルコトハ実行上頗ル困難ナルモ金本位制度ノ実行ハ實ニ我國ノ利益ニ止マラス支那ハ勿論、欧米諸國ニ於テモ異論ナキ所ナリ亦日支經濟關係ハ此ノ問題ノ解決ニヨリテ始メテ解決セラルルモノト云フモ過言ニアルサル程重大ナルモノニテ現内閣ハ此ノ問題ニ對シテ全幅ノ力を傾注スルノ要アリト信ス」(『勝田家文書』第1冊第14号)

と、幣制改革の重要性を述べ、その方策を細目にわたって決定している。次に、このように極めて重要な役割を付与された対中国、満洲通貨金融政策の特徴を検討する。

2 満洲金本位化政策

寺内内閣の政策の特徴は何よりもまず、満洲に金本位制を施行しそのことによって日本と同一の通貨圏にくみこもうとしたことである。そしてその為にさまざまな角度から政策を遂行した点である。

寺内内閣はまず日本側通貨の整理を行った。その内容は1917年6月8日の閣議決定、それに基づく同年11月の勅令第217号及び218号、勅令公布の際の政府声明などによって知りうるが¹⁹⁾、閣議決定によれば次の内容である。

「一、朝鮮銀行券ノ滿蒙ニ於ケル強制通用力ヲ認メ之ニ必要ナル勅令ヲ制定スルコト。

19) 大藏省編前掲書、第15巻、351-353ページ、『勝田家文書』第116冊第9号「滿蒙ニ於ケル金融機關ニ就テ」に全文。

。満洲ニ於ケル横浜正金銀行ノ発行業務ニ関シテハ左ノ趣旨ニ依リ相当勅令ヲ改正スルコト。イ。金券ノ発行ハ勅令ノ定ムル五箇年ノ期間ヲ限リ之ヲ廃止スルコト。ロ。銀券ノ発行ハ満洲幣制統一ノ実挙ルニ至ル迄当分其ノ流通ヲ認ムルモ、強制通用力ヲ認メザルコト。」(大蔵省編前掲書第15巻351ページ)

つまり、従来無制限通用力を付与されていた横浜正金銀行金券及び円銀券はそれを奪われ、金券は廃止、円銀券は「当分」流通を認めるに止められた。そしてこの代りに朝鮮銀行券(日本金貨及び日本銀行券準備、ただし金貨兌換は事実上行われていない)の強制通用力が新たに認められたのであった。こうして満洲に於ける日本側通貨は朝鮮銀行券で統一し、それを満洲全体に浸透させてゆく方針がたてられた。この方針に基づき勅令発布と同時に関東都督府が、従来行っていた銀の公定相場の発表をとりやめ銀の受払を全廃した他、1918年6月には金庫及び郵便局の銀受払が軍票の回収に支障がない限り廃止され、時期は少しずれるが1919年7月には満鉄も銀受払を廃止した²⁰⁾。また大連取引所をはじめとする日本側取引所の建値を全て金建化する方針がたてられ、その為の努力もなされた²¹⁾。

このように日本側通貨の整理、統一の方針が立てられ満洲進出機関の諸措置がとられたが、寺内内閣は単に日本側の整理にとどまらず中国側通貨の整理、幣制改革の「支援」をも並行して行った。西原亀三「時局ニ応ズル対支経済的施設ノ要綱」はその方針を次のように述べている。

「五。支那ノ幣制ヲ改善シ地方経済ノ調節整理ニ資スル願略トシテ東三省直隸省山東省ニ金資本ニテ金紙幣ヲ発行スル省立銀行ヲ組織シ交通機関ノ活用発達ト相俟テ漸次江蘇・河南・安徽・湖北ニ恊リテ全国ニ普及施設スルコト 六。〈略〉七。省立銀行ニ所要スル金資本ハ対支実業投資団ニ於テ年六朱以内ノ利益ヲ以テ所要資本ノ借款ニ応ズルコト……尚本借款ハ日本銀行又ハ特殊銀行紙幣ヲ以テ交付スルコト 八。九。十。十一。〈略〉十二。幣制改善・交通発達・産業振興促進ノ前提トシテ支那政府ハ

20) 『関東庁施政二十年史』大正15年、昭和49年復刻、461ページ。

21) 大蔵省は1918年3月から11月にかけて拓殖局に対して大連取引所建値変更を提議した(満鉄調査課『大連建値問題』調査報告書第15巻、大正11年、28-30ページ)。

現制銀本位貨幣制度ニ加フルニ日本貨幣ト形状量目稱呼同一ノ基準ニ依ル金貨幣併用ノ法律ヲ制定シ該法律ニ準拠セル金貨ヲ資本トセル銀行ノ設立並ニ紙幣發行ニ關スル法令ヲ發布シ當該銀行設立地方ニ於ケル租稅並ニ鐵道收入ハ金貨幣タラシムル事ヲ發令スルコト…… 十三. 金紙幣ニハ『本金券ハ法律準拠ノ金貨又ハ該金貨ト同一ナル兌換金券ト引換ス可シ』ト明記スルコト 十四. <略>

別考一. 日支貨幣混一併用ヲ促進実顯スル方途タル前項省立銀行設立ニ代ユルニ現在兌換ヲ停止シ窮境ニ陥リツツアル交通銀行ヲ整理救済シ金資本, 金紙幣ニ變更活用スルアラバ或ハ捷徑ナラズ哉ト信ズ……<後略>……」(北村敬直編前掲書 83-85 ページ)

また「帝國財政經濟政策實施概要(第一次案)」の「第三, 對支財政經濟政策」中「(Ⅲ) 幣制改革問題」には次のように書かれている。

「一. <金本位化方針, 中国幣制改革の重要性——前項で引用——>

二. 其實行方法トシテハ, 1. 從來英, 仏, 獨, 米ノ四國ニ於テ成立セル幣制借款(千九百十一年四月一五日調印一千万磅)ニ改善ヲ加ヘテ日本ハ列國ト協同シテ幣制ノ統一ヲ実行スルノ方法ヲ採ルコト 2. 支那ノ如キ龐大ナル國ニ於テハ一面中央銀行ノ改善ニ依リ幣制統一ヲ期スルト共ニ他面ニ於テハ地方的ニ之レカ実行ヲ期スルノ要アリ, 即ち, イ. 滿洲ニ於テハ大体朝鮮銀行金券ヲ以テ事實上ニ統一ヲ図カリ正金銀行ノ金券ハ期限滿了ト共ニ之レヲ廢止スルコト, ロ. 南滿洲鐵道会社ノ收入ヲ金建トスルコト, ハ. 滿洲取引所ヲ金建トスルコト, ニ. 其ノ他奉天官銀号ノ如キモノヲ日本ノ勢力範圍内ニ入レテ金券ヲ地方的ニ發行セシムルノ手段ヲ講スルコト 3. 支那ニ對シテハ歐米諸國ト共ニ金本位制ヲ採ルコトヲ迫マリ新規ナル幣制借款ノ成立ヲ期シ, 本邦主トシテ之ニ當ルヘキコト

三. 尚臨機ノ処置トシテハ左ノ如キ方法ヲ採ルコト イ. 交通銀行ノ続借款ハ金ヲ以テセル從來ノ方針ヲ持續シ, 場合ニヨリテハ金券ヲ發行シ支那人ヲシテ金ニ馴レシムルノ風習ヲ養成シムルコト ロ. 過般一般ニ唱導セラレタル日支為替銀行ノ如キモノ成立スル時ハ之レヲ利用シテ金券ヲ發行セシムルコト」(『勝田家文書』第1冊第14号)

つまり西原は、日本の資金援助〔七〕の下に〈第1案〉滿洲(及び直隸省, 山

東省)に金資本の省立銀行設立〔五〕、〈第2案〉交通銀行の金資本化〔別考〕を行い金紙幣を発行させる。そしてその為に必要な法律を中国政府に公布させ、租税収納、鉄道収入を金紙幣で行うなど金紙幣流通拡大の為の措置をとらせようとした〔十二〕。しかもその金紙幣の代表する金貨は「日本貨幣ト形状量目称呼同一」のもの〔同〕であり、金紙幣はこの金貨または「該金貨ト同一ナル兌換金券」と交換する〔十三〕、つまり朝鮮銀行券及び日本銀行券とも交換できるものにしようとしていた。こうして「日支貨幣混一併用」を実現する、というのが西原の考えであった。「帝国財政経済政策並施設概要」では、対中国四国借款団²²⁾の活動に対する政策〔二の1, 3〕、「日支為替銀行」の問題〔三のロ〕など西原がふれていない点が述べられており、また同じ金本位化方針を掲げながらも、さすがに西原のように露骨な「日支貨幣混一併用」という表現は無い。しかし具体的方針では、西原の〈第1案〉は〔二の2. とくにニ〕、〈第2案〉は「臨機ノ処置」として〔三のイ〕に述べられており、西原の基本構想が政府内部の議論に於いても採用されていることがわかる。また実際の経過でも、四国借款団の活動に関する政策は第2次善後借款第1回前貸(1917年8月, 1000万円), 同第2回前貸(1918年1月及び7月, 各1000万円), 「日支為替銀行」は中華滙業銀行の設立(1918年1月, 定款で金紙幣発行を明記)²³⁾となって現われたが、中国幣制改革に関する交渉は西原亀三が中心となり²⁴⁾その構想に従って行なわれた。

その経過は、当初の〈第1案〉が東三省官銀号に対する借款交渉の難航により後回しにされた結果²⁵⁾、〈第2案〉の交通銀行「救済」から始められ第1次交通銀行借款(1917年1月, 500万円), 同第2次借款(同年9月)が結ばれ、終に

22) 借款団に関する諸協定、その活動については満鉄東亜経済調査局「支那に於ける国際財団」(『経済資料』第14巻第9号, 昭和3年)に詳しい。

23) 「中華滙業銀行定款」『勝田家文書』第102冊第3号。

24) 西原亀三の他には、寺内内閣になって新設された支那駐劄財務官小林丑三郎、交通銀行顧問藤原正文らが中国側との交渉を行った。この両者と西原とは大筋では意見が一致していたが相違もみられた(『日本外交文書』大正7年第2冊下巻, 841-842ページ)。

25) 経過は『日本外交文書』大正6年第2冊679-687ページ参照。

1918年8月10日には中華民国教令第33号「金券條例」²⁶⁾が發布された。その内容は「金本位改用ノ準備トシテ幣制局指定ノ銀行ヲシテ金券ヲ發行」させ〔第1條〕、その単位は金0.752318グラムの一金圓とし〔第2條〕、一圓から百圓まで、一角(一金圓の10分の1)から五角までの金紙幣を發行する〔第3條〕。当金貨は鑄造せず為替兌換とする〔第4條〕。金券は公私金の収支に使用できる〔第7條〕、というものであった。さらに條例發布と同時に、金建取引助長及び口中貿易促進の為に「中華貿易公司章程」²⁷⁾が發布された。こうして中国通貨の整理、金本位化推進、西原の言う「日支貨幣混一併用」策は、対中国政府(段祺瑞政権)との関係ではほぼ実行の手はずが整ったことになった²⁸⁾。

3 満洲、朝鮮金融一体化政策

寺内内閣の対満洲通貨金融政策の第2の特徴は満洲と朝鮮の金融一体化を図る点にあった。前項でみた満洲金本位化政策は、他面では朝鮮及び日本と共通の幣制を敷こうとする試みなのであるが、幣制だけでなく金融機関をも統一し、それによって満洲及び朝鮮の金融を一体化する政策がとられた。

まず発券銀行の統一の面では朝鮮銀行の満洲進出、さらにシベリア、北中国への進出が推進された。その為の1つの措置として前項でみた朝鮮銀行券に対する関東州及滿鉄附屬地での強制通用力付与があるが、この時満洲に於ける金庫取扱業務も横浜正金銀行から朝鮮銀行に移された。さらに、その他の措置としては第40回帝國議會における朝鮮銀行法の改正(1918年3月提出、成立)があげられる。改正点は銀行券の保障準備發行枠の拡大(3千万円から5千万円へ)、信

26) 日本銀行臨時調査委員会『支那幣制改革ニ関スル資料』大正7年、138-139ページに訳文。以下の引用はこの資料に基づく。

27) 同、141-145ページに訳文。

28) 西原は「金券條例」發布による金紙幣發行を、金貨流通金本位制移行(第1次大戦後を予想)への一段階としていた。彼の考えは、当時のような各国が金輸出禁止を行っている時期に金貨を流通させるのは不適當であるし、また一度に全面的に金本位へ移行するのは取引に急激な変化を生じるので良くない。従って「過渡期ノ施設」として現行通貨をそのままにしておいて金紙幣を發行し、その流通促進を図る、というものであった。(大正7年8月「金紙幣發行意見書」、国会図書館マイクロフィルム『西原龜三文書』3の2の11、『勝田家文書』第101冊第8号；『中国税制整理並に幣制改革論』大正7年8月、『西原龜三文書』4の102、など)

託業務の付加、副総裁の新設、の三点であるがそれらは全て朝鮮銀行の満洲進出の為になされたものであった²⁹⁾。こうした政府による措置と並行し、またそれに支えられて朝鮮銀行自身の満洲、中国進出も積極的に進められた。支店、出張所(派出所は除く)の設置でそれを見ると、1916年には四平街、開原、哈爾濱、營口、17年には龍井村、吉林、青島、18年には、遼陽、鉄嶺、旅順、鄭家屯、上海、天津、済南、19年にはウラジオストクの各支店、出張所が新設された。資本金も当初1千万円であったものが1917年には2千万円(払込完了は18年8月)、18年には4千万円(同、20年2月)、20年6月には8千万円への増資が決定された。1914年末にやっと当初資本金の払込を完了して以来僅か5年余りの間に資本金4倍化がなされ、さらに倍化が決定されるという積極的方針がとられたのであった³⁰⁾。

次に長期金融機関の面では、従来の横浜正金銀行大連支店に特別資金を設定して長期貸付を行わせるという方針³¹⁾から、東洋拓殖株式会社利用方針に転換することによって満洲、朝鮮の金融一体化が図られた。この為1917年7月、第39回帝国議会に於いて東洋拓殖株式会社法の改正³²⁾が行われ、従来の同社の性格は大きく変えられることになった。その第1は、従来朝鮮に限られていた営業範囲が「外国」(議會討論等を見れば満洲を念頭においていることは明白)にまで拡大され、朝鮮経営の為の機関という性格から海外全域(満洲、中国全土)への植民政策施行機関化されたという点である。第2は主たる営業を資金供給におくという、いわば金融機関化という点である。営業項目の規定において従来最後におかれていた「拓殖ノ為必要ナル資金ノ供給」が最初に掲げられ、資金供給以外の業務に対する資金の使用を制限する権限の政府への付与、「鉄道、鉱業権其ノ他不動産上ノ権利」を担保とする貸付、公共団体等への貸付、定期預

29) 『第四十回帝国議会衆議院委員會議録』第5類42号15ページなどの提案理由参照。

30) 『朝鮮銀行署名史』同史編纂会編、昭和35年、26-31、687-691ページ。

31) 『明治大正財政史』第15巻459-471ページ、『横浜正金銀行史』附録甲巻、998-1023ページに詳しい。

32) 内容は『第三九回帝国議会衆議院議事速記録』『同委員會議録』に詳しい。

金業務などが新設された。最後に注目されるのは日本勸業銀行代理業務の新設である。これは同社の新規事業の中心を満洲におき、朝鮮内の金融は日本勸業銀行の代理業務を中心とする方向を打ち出したものであった³³⁾。こうした東洋拓殖株式会社の満洲に於ける長期資金供給機関化への性格変化がなされた上で、1917年10月から満洲特別貸付資金が横浜正金銀行から同社へ引継がれ、政府の満洲、朝鮮の長期金融機関統一方針は実行された。

小 括

日露戦争直後の円銀統一策決定とその放棄、その後の無方針時期を経て、寺内内閣が打ち出した新たな対満洲通貨金融政策は、次の特徴をもつものであった。すなわち、満洲の金本位化とそのことによる日本の通貨圏への組み入れ政策という特徴であり、それは同時に満洲と朝鮮の金融一体化政策でもあった。

ところで、この金融一体化政策の背後には満洲、朝鮮の経済関係強化政策があった。勝田主計は自らの政策をふりかえて次のように述べている。

「満蒙に対する金融開放機関の事柄に就ては、従来種々なる議論もあり、種々なる行掛りもあつたのであるが、自分は屢々是等の地方を調査研究した結果、第一に考へた事柄は朝鮮と満蒙との関係である。……前内閣〔寺内内閣のこと——引用者〕に於て一つの経済方針として執つたのは、即ち此鮮満経済の連絡といふ事柄である。」(『菊の根分け』23-24ページ、圈点原文)

勝田はこう述べた上で「其事実として現はれたところの重なるもの」として、第1、交通の点で満鉄による朝鮮鉄道経営をあげ、第2の点として、これまで検討してきた金融上の「連絡」(一体化政策)をあげている。こうして、朝鮮と満洲の金融一体化政策の背景には経済の「連絡」(一体化)政策があり、金融の

33) 満洲における長期金融重視の方針に基づいた同社の営業計画が法案審議の中で明らかにされている。質問に対して政府委員は、同社が以後8年間に、満洲で3500万円、朝鮮で2800万円、移民業務には僅か100万円内外という資金供給計画を立てていることを明らかにした。(『第三九回帝國議會衆議院委員會議録』第5類2号、41ページ。『同衆議院議事速記録』185ページ)。

同社の資本金も1918年5月には従来の1千万円が2千万円に倍化、翌19年9月には5千万円となった。

一体化はそれを保障、推進するものであった。では、この「鮮満経済の連絡」は何故生じ、また必要とされたか。そのことは当時の満洲及び朝鮮、さらに日本という三地域の経済関係を考察する中で明らかにされるであろう。そしてその中で、満洲金本位化政策を要請した経済的諸要因が明らかにされ、寺内内閣の政策に対する検討は一層進むであろう。しかし、それは次稿の課題である。

〔昭52.1.17脱稿〕

〔付記〕

資料利用の点では、西原家当主西原三良氏、大蔵省保存文書事務室、国会図書館憲政資料室の御厚意によるところが大きかった。

〔注〕

1910年代の政策に関しては主として次のような研究がなされてきた。大隈内閣の政策に関しては間宮国夫、前掲論文（本文脚注17参照）。寺内内閣の政策に関しては、波多野善大「西原借款の基本構想」（『名古屋大学文学部十周年記念論集』昭和34年）、北村敬直「交通銀行借款の成立事情」（『社会経済史学』第27巻第3号、昭和36年3月）勝田龍夫「中国借款と勝田主計」（昭和47年、大森とく子「西原借款について——鉄と金円を中心に——」（『歴史学研究』第419号、昭和50年4月）、鶴見誠良「門為替圈構想とその現実——第一次大戦期における帝国日本の対外政策」（『経済学雑誌』第67巻第3号、昭和47年9月）、朝鮮銀行の活動を中心に論じたものとしては、高承済『植民地金融政策の史的分析』昭和47年、高嶋雅明「朝鮮における植民地金融の展開——第一銀行朝鮮支店・韓国（朝鮮）銀行の分析を中心として——」（『経済理論』第142・143巻合併号、昭和50年1月）。1920年代までの政策を包括的に跡づけたものとしては、「日本帝国主義の満洲金融政策」（『金融経済』第153号、昭和50年8月）。戦前の研究成果としては、宮下忠雄「満洲における我貨幣政策」（神戸商業大学研究所『昭和5年夏期海外旅行調査報告』昭和6年3月）など、がある。

本稿脱稿後、次の新たな研究が発表された。金子文夫「日露戦後の「満洲」経営と横浜正金銀行」（『土地制度史学』第74号、昭和52年1月）、柴田善雅「日本の対「満洲」通貨金融政策の形成とその機能の実態」（『社会経済史学』第43巻第2号、昭和52年8月）